未来館

MIRAIKAN NEWS

"自分らしさ"を生かした未来へ

2004.10 No.15

◎特集　DV国際講演会より

「DVにさらされる子どもたち」

福島県男女共生センター広報誌

平成16年度DV国際講演会

「DVにさらされる子どもたち」
～加害者としての親が家族機能に及ぼす影響～

福島県・仙台市・横浜市・北九州市の4センターが共同で、アメリカのDV専門家による著書「The Batterer as Parent」（邦題:「DVにさらされる子どもたち～加害者としての親が家族機能に及ぼす影響～」）の翻訳出版を企画し、出版物の刊行にあたり、アメリカより著者を講師としてお招きして講演会を開催しました。

これまで、日本におけるDVへの対応は被害女性の保護に関する問題が中心でしたが、今回は「加害者としての親」の実像と、彼らが子どもたちに及ぼす影響について、著者の一人であるランディ・バンクロフト氏に加害者カウンセリング専門家という立場からお話をいただきました。

○と　き／平成16年7月11日（日）　○ところ／福島県男女共生センター第2研修室

＜はじめに＞

私がこのDVの仕事に携わりはじめましたのは、ちょうど15年ほど前で、女性を虐待する男性加害者に対して、グループセラピーを提供するための仕事でした。そこで虐待をする男性のカウンセリングを行う場合に、常に私は被害者女性に対してコンタクトをとり、それから面接をしてきました。それで、わかったことは、男性の言い分だけを聞いていても、それは信頼のできる情報源とはならないということです。加害者男性というのは、よく嘘をつくし、自分の振るった暴力についても過小評価をしています。また、その女性に関して非常に歪んだ報告をしてきます。DVに関する著作物や研究から、私たちは多くのことを学ぶことができます。しかし最も重要なことを教えてくれるのは、被害を受けている女性たちだと考えています。

そして、私が次第に心配するようになってきたのは、加害者が家庭で子どもたちに対して及ぼす影響、また、母親としての女性に及ぼす影響です。

それで、私が「DVにさらされる子どもたち」を書こうと思った理由は、専門家でさえDV加害者のいる家庭で育った子どもたちが、どんな経験をしているか、加害者の存在が家庭全体にどんな影響を及ぼしているのかということの理解が不十分だと思ったからです。DVにさらされる子どもたちの支援を成功させるためには、加害者の特徴や母親としての被害女性がどのような複雑で困難な状況に置かれているのかということを十分に理解しなければなりません。

今日の講演では、1つ目にDVの問題に関する一般的なこと、2つ目に加害男性の親としての特徴と子どもの生活への影響、3つ目にアメリカにおけるDVの対策の現状に簡単に触れたいと思います。

ランディ・バンクロフト氏
（Lundy Bancroft）

加害者カウンセリング専門家。臨床スーパーバイザー。DVがある家庭に育った10代の男児のためのグループ治療を行なっているほか、親権評定者、児童虐待調査官としても、精力的に活動している。米国マサチューセッツ州在住。著書に「Why Does He Do That? : Inside the Minds of Angry and Controlling Men」など。

＜DVとは＞

まず最初に、DVの定義として私の考えに最も近いのが、「以前にも身体的もしくは性的暴力があった、あるいは身体的もしくは性的暴力を振るうとの脅しがあった場合、その上での身体的もしくは性的暴力、あるいは身体的もしくは性的暴力を振るうとの脅し」という疾病予防センターの定義です。

DVは、圧倒的に多くの場合男性の方から女性に対して行われる犯罪です。女性が虐待される割合は男性の5倍以上で、暴力による重傷率も女性の方が男性に比べて2倍高い。過去に虐待されて殺される確率も女性の方が高いということがわかっています。アメリカにおける調査結果では、男性パートナーあるいはボーイフレンドによって、身体的または性的な虐待を受けたことがある女性は25%に上ります。さらに、10人に1人の女性が親密なパートナーからレイプされたと言っております。そして、見知らぬ人や単なる知り合いの人から性的虐待を受けた場合よりも、夫による性的虐待の方が、後に残る影響がより深刻で長期化するという結果も出ています。アメリカでは昔、夫が妻をレイプした場合、訴追することができませんでした。結婚の契約というのはレイプをするための、ライセンスのようなものだったと思います。夫婦間におけるレイプというのは犯罪にするべきです。犯罪か、犯罪として取り扱えるようにするというのは、社会的に非常に優先順位が高い課題だと思っています。

精神的な虐待もあります。例えば、その女性の自尊心を傷つけたり、言葉で攻撃したり、時には性的な虐待を行うことです。また、女性を社会から孤立をさせたり、脅したりする場合もあります。経済的な虐待というのもあります。身体的な暴力と精神的、経済的な虐待というのは密接に絡んで行われています。私自身のカウンセリングの経験からも言えることですが、身体的な虐待よりも言葉などによる精神的な虐待を受ける方がより害が大きいということです。また、家庭内で受ける身体的、性的虐待の被害のほうが高い危険にさらされているということも調査からわかっています。

＜DVにさらされてきた子どもへの影響＞

それでは、母親が虐待されている家庭に育った子どもへの影響について、いくつかの調査結果を紹介したいと思います。まず、共通して見られることは、女性に対する虐待がある場合は、子どもへの虐待もあるということです。また、逆に子どもへの虐待がある家庭の半分において、母親も虐待されているという結果が出ています。最近のアメリカにおける犯罪調査によると、成人に殺された子どもの中で、犯人として最も多いのが母親の現在、また昔のパートナーである男性です。子どもの父親である場合もあれば、ない場合もあります。

加害者と生活をしている子どもたちに表れる症状としては、不安、緊張感、抑鬱、不幸感、内向的でコミュニケーションが取れないといった症状があります。また、最近ではトラウマ、心的外傷の症状も出ています。例えば、夜、悪夢をみてしまうとか、いやな記憶がフラッシュバックして思い出される。さらに、自分が好きになれず自己嫌悪になったり、自分を卑下し、価値のない人間だと思ってしまう。また、対人関係がうまくいかず、暴力的あるいは攻撃性を持ちます。これは男の子に多いですが、女の子に見られることもあります。さらに、学校でも、学力の低下、集中力の散漫、言葉の発達の遅れなどいろいろな問題が発生しております。健康面への影響もみられます。慢性の頭痛、発達の遅れ、嘔吐、下痢、摂食障害も見られます。

アメリカの調査によると、年間で350万～500万の子どもが、自分の母親に対する暴力行為を目撃してきたと言われております。それを日本の人口に換算しますと年間150万～200万の子どもたちが、母親に対する暴力を見たり聞いたりしているということになります。家庭で母親への虐待を見て育ってきた子どもというのは、薬物依存や抑鬱、また、暴力の傾向を示したり、家出をしたり、自殺あるいは自殺願望の傾向が高く、また、性的に無責任な行動に出たり、犯罪に関わったりという傾向が強くなります。

＜加害者の特徴＞

それでは、ここで親としての加害者男性についての話に移りたいと思います。

まず最初に申し上げたいことは、DVの問題は、単に貧困層あるいは学歴の低い男性に限られた問題ではないということです。高学歴で富裕な男性の中にも加害者はいます。加えて、加害者は、収入面で見ると非常に低いか非常に高いかの両極端に多く存在しているということがわかりました。私がそこから導き出した結論というのは、非常に貧しい男性あるいは非常に裕福な男性の中に加害者が多いということではなく、むしろ、非常に貧しくまた非常に裕福な女性の方が加害者である男性から逃げられない状況に置かれているということです。

親としての加害男性の特徴について言えることは、非常に支配的、威圧的で、また、非常に権力志向が強いことです。しかし、このような傾向は親密な関係にある女性に対してだけ見せられるもので、必ずしもそれ以外の人々に対して見せ

られる傾向ではないということを注意しなければなりません。また、特に女性の母親としての領域をコントロールしたいという点に特徴があります。したがって、私たちは、その女性自身が思う母親でいられているのか、あるいは男性から強要された母親像を演じているのかを注意して見なければなりません。

また、加害者はパートナーとの関係において、自分こそが実は被害者なんだと思いこむ傾向があります。加害者は、女性は男に反抗すべきではない、たとえ男に殴られたとしても仕返ししてはならない、常に自分の言う通りに全てをやらなければならないという期待があります。したがって、女性がその役割を果たさなかった場合は、この男性はむしろ自分の方こそが被害者だと思ってしまうわけです。

加害者の特徴としてもう1つ言えることは、非常に操作的であるということです。自分の行動に対して巧みに、ずる賢く、あらゆる理由を考えます。対外的には、穏やかで暴力など振るわない、利にかなった人間であるというイメージができており、母親や子どもにとっては、なかなか周囲の人々の支援を受けづらくなります。暴力があることをなかなか信じてもらえず、ひょっとしたら子どもあるいは母親の方に暴力を受ける原因があるんじゃないかとか、暴力といってもそれほど深刻なものではないんじゃないかとか、男性としてやっていい程度の暴力なんじゃないかとまわりが思ってしまうのです。

また、加害者であるパートナーとの関係がちょうど終わろうとしている、あるいは終わったばかりという時期が、母親にとっても子どもにとっても非常に危険であるということを申し上げておきたいと思います。そういった関係が終わろうとしている時は、加害者が過激な行動にでやすく、別居直後、別居後というのは母親だけでなく、特に子どもにとっても非常に危険な時期であるということを認識しなければなりません。

＜加害者による母子関係への影響＞

加害者は、母親と子どもの関係にも悪い影響を与えます。まず、1つ目には母親としての権威を意図的に失墜させるということです。非常に厳しく母親にあたったり、母親が子どもに指示したことを無視するよう命じたり、あるいはその子どもの前で母親のことを非常にバカにした扱いをするということがあります。その結果、その母親は子どもが手に負えなくなり、コントロールできなくなってしまいます。

2つ目に母親の子育てを男性が邪魔をするという傾向があります。よく耳にするのは、母親が泣いているその子どもをあやそうとしても男性が母親にそれをさせないということです。こういった子育てを邪魔する行為は、母親と子どもとの関係を傷つけてしまうということになります。また、同時に子どもには、自分の母親が頼りにならない、信頼できないという印象を与えてしまいます。

3つ目は、子どもを、母親を虐待する時の武器として使うということです。例えば、母親の行動を見張っていて自分に報告するように強要したり、母親を威嚇する目的で子どもをいじめるというようなことがあります。また、子どもを殺すとか子どもの親権は自分が取るぞと脅したりすることもあります。

したがって、カウンセリングとか児童福祉に携わっている人々は、今の3つの点を全てきちんと見極めることが必要です。こういったことを十分理解することが、子どもたちを立ち直らせ、より健全な家族関係を作っていく上でも非常に有効になってきます。また、児童福祉の担当者、あるいは裁判所の専門家の方たちは、加害者の態度は、女性に対しても、子どもに対しても、監視されている場面だからこそ、優しく安全であるかのように上手に振る舞っているということを念頭においておく必要があります。

＜調査からわかるDV被害＞

それでは、次に加害者による直接的な虐待について、これまでの調査結果によると、母親に暴力的な男性は、子どもに対しても暴力を振るう可能性が高いのです。さらに、加害者は、加害者でない男性と比べて、近親姦、つまり性的虐待をする可能性が6倍高い。近親姦をする男性は、特権意識が強く、自己中心的、利己的であり、子どものことを自分のために利用できると思っています。

もう一つ、心的外傷について触れておきたいと思います。心的外傷は、子どもがDVを見たり聞いたりするよりも、母子関係が損なわれることが大きな要因で症状が現れてくるということです。また、兄弟あるいは姉妹関係が、DVにさらされている子どもの場合にはなかなか上手くいかないという結果がでています。DVにさらされると、自分も暴力的になってしまうため、兄弟や姉妹、あるいは母親を攻撃したりするということが虐待を受けていない子どもよりたくさん出てきています。

＜子どもたちを救うためには＞

どうすれば子どもを虐待から救えるかという話になりますが、ほとんどの場合において、子どもを支援する最善の方法というのは、母親を支援するということです。子どもを安全な環境に置きたいと思うならば、母親を安全な環境に置かなければならないということです。さらに、もし女性が男性のもとから逃げようとしない場合に、なぜ逃げないんだとプレッシャーをか

けたり、親として無責任であるというような批判をしてもならないと思います。虐待をする男性のもとから女性が逃げるということは実は非常に難しいことなのです。女性は、男性を怖がっているだけでなく、経済的な問題や、夫なしに生きることはできないとか、父親のいない子どもをつくってはいけないと思うかもしれません。また、逃げることによってかえって子どもをより危険な状況にさらしてしまうことがあります。一緒に住んでいる時よりも別れた後の方が女性や子どもが殺される可能性というのは高まるからです。

子どもにとって何がベストであるかということを考えると、母親のエンパワーメントだと思います。そのために、被害者女性に対して、心理的、経済的、法律的な支援や情報提供をするなどして、私たち関係者がその女性とよい関係を築くことが、子どもの安全性を確保するための効果的な方法だと考えます。

被害を受けている女性というのは、毎日のように加害者からいじめつけられて、もう本当に心が崩壊しているような状態です。ですから、重要なのは、このような女性に語りかける時に、尊敬の念を持って、また忍耐強く、優しい気持ちで話すことなのです。

＜回復のためのステップ＞

子どもを回復させていくためのいくつかのステップをお話しします。

まず、第1に子どもに対して子どもが自らの経験を語る機会を与えるということです。その機会に、私たちも伝えていかなければならないことがあります。それは、その子どもの経験がいかに辛いもので痛ましいものであったかを私達は十分理解していること、子どもと母親に責任があるのではなく、あくまでもその加害者側に責任があるのだと考えていることをです。

また、子どもたちが被害経験について自分が持っている感情を表現できる機会を与えるべきだと思います。悲しいとか、痛々しいとか、非常に怖かったとか、怒りを感じるとか、そのような気持ちを表現する機会が重要です。言葉だけではなく、絵を描かせてみたり、ゲームをさせてみたりなど他の表現方法の機会も提供するべきだと思います。そして、この子どもたちに、鬱積した気持ちを泣いたり、怒ったりかんしゃくをおこすことによって感情を解き放つ機会を与えることも必要です。感情を解き放つということは感情を表現するのと同じく重要で、どちらか一方がもう一方の代わりにはならない。この両方ともが必要なのです。

また、子どもに質問をさせてあげる機会も与えなければなりません。何が起こったかということを質問し、誤解を解くということが重要です。虐待について正しい情報を子どもに与えるということによって、母親のせいにすることも少なくなるでしょうし、自分のせいにもしなくなります。それによって、母親と子どもの関係も改善すると思います。また暴力から、自らを守る力もついてくると思います。力がつけば、加害者が嘘をついたり、誤解に導こうとしたりするのも今後は難しくなるでしょう。

DVにさらされてきた子どもたちを助けるために、男性で、優しく虐待をしない大人が子どもといい関係をつくって、適当な時間を過ごしてあげるというのが重要になってくると思います。なぜ、男性かというと父親あるいはその養父が示してきた態度というのは、必ずしも正しい態度ではないんだということを示すためにです。

＜効果的な支援＞

また、学校の教師と学校のカウンセラー、学校管理者、養護の先生などが、DVにさらされている子どもたちの症状をいち早く察知して、一体何がおこったのかということを聞いてあげることが大事です。

ほかに、女性支援センターにおいてそのDVにさらされた子どもたち用の専門サービスを提供することや精神科医などその他の支援機関とも共同でサービスを提供することもできると思います。グループカウンセリングも非常に効果的です。特に効果的なのは、メンタルヘルスの専門家とDVにさらされた女性の問題に携わって活動している人たちからなるチームでカウンセリングを提供するのが一番効果的だと思います。その場合、特に男性と女性のペアでカウンセリングをする方が効果的です。

裁判所におきましてもDVや加害者についての理解を深める必要があるし、児童福祉関係の機関などとも協力をして、DVが家族関係に及ぼす影響や親としての加害者、親とし

ての被害者などについてもっと理解してもらう必要があります。警察も本日お話したようなDVについての理解を深める事が重要です。

DVのある家庭の状況が普通であって、男性は虐待するもので、虐待されるのは女の運命なんだと思ってしまっている子どもたちに対してあらゆる所からあらゆる場面を通じて、メッセージを発するということが大事だと思います。つまり、家庭における暴力というのは受け入れることができないものであること、それは被害者の責任ではなく加害者の責任であることをきっちりとクリアなメッセージとして伝えていくことです。

＜アメリカの現状は＞

それでは、アメリカにおけるDVの最近の対応策などについてお話をしていきたいと思います。今、児童保護機関と被害女性を支援するプログラムの間で、緊密な協力関係があります。また、警察では、男女を問わず、一人から三人ぐらいの警官を指名し、DVに関するトレーニングを受けさせています。DV支援を行っていくプログラムやDVにさらされてきた子どもたちへの対応の改善強化もしています。もう1つ、有益だと思いますのは、連邦レベルで、女性に対する暴力について活動する「バイオレンス・アゲインスト・ウーマン・オフィス」というものができたということです。そこでは、資金提供やトレーニングを提供するという活動を行ってきました。現在、政権が非常に保守派に傾いておりますので、その影響で若干効果を失ってはいますが。また、アメリカにおける加害者対策プログラムには、子どもの権利を主張する担当者を少なくとも一人は置くということになっています。担当者は、女性センターなどで支援している女性の子どもが抱えるニーズというものを十分に勉強して、サービスを提供しています。加えて、地域レベル、州レベルで政策に提言したりしています。

しかし、アメリカにおいてこの被害を受けている女性にとって非常に改悪されている分野が2つあります。1つは、この10年間で公的な支援がかなり削減されてきているということです。福祉面での給付なども削減されてきているということで、貧困な女性が加害者のもとから逃げるのがより困難になっています。2つ目は、さらに残念なことなのですが、最近、「プロファミリー」といって、家族を大事にするというような言葉が使われるのですが、そういう言葉のもとで多くの問題が隠れてしまっているということがあると思います。その言葉を使うことによって、実は女性の独立性、自立性というものを損なうことになりかねないのです。ここ数年そのような傾向があると思います。

さらに、アメリカにおいて絶対に今後対処していかなければいけない分野があります。それは、例えば女性に対して親権や面会権などを与えるという、法的な側面から女性を支援するという動きです。

最後に、今回の講演を開催いただきまして、心から感謝いたしますと共に、このことがきっかけとなりまして、今後の議論や新たな取組みに発展することを心から期待しております。

ご静聴ありがとうございました。

翻訳出版記者会見を開きました

「DVにさらされる子どもたち～加害者としての親が家族機能に及ぼす影響～」の翻訳出版記者会見が7月9日（金）に日本プレスセンタービル（東京都千代田）で行われました。

記者会見では、翻訳出版を共同企画した4センターを代表して、当センター下村館長が、「4センターが共同し、3ヶ年に渡って行われた『女性指導者交流プロジェクト』事業を終了するにあたり、単なる交流継続ではなく、残る成果を出したいと思った。そこでアメリカでの会合で話題になった、今、日本の社会に必要な視点である『DVと児童虐待の深い関連性』について問題提起する目的で翻訳出版することとした。」と出版にいたるまでの経緯について説明しました。

原著の著者ランディ・バンクロフト氏、ジェイ・G・シルバーマン氏が、アメリカでのDVカウンセリングの実践例などをもとに、DVがいかに家族関係、特に子どもの人間形成に深刻な影響を及ぼすかを熱心に語りました。

会場に集まった各マスコミの記者から盛んに質問がなされました。

右から、著者のジェイ・G・シルバーマン氏、ランディ・バンクロフト氏、4センター館長（左から、北九州・三隅理事長、仙台・遠藤理事長、横浜・藤井理事長、下村館長）

「DVとデートDV」

昨年度の当センターのチャレンジ公募実践事業に採用され、発行することとなった「デートDV～10代のあなたに贈るDV読本～」の制作・編集に携わった福島ドメスティック・バイオレンス研究会代表・福島大学行政社会学部助教授中里見博さんに、「デートDV」のことやドメスティック・バイオレンス問題対策などについてインタビューしました。

INTERVIEW ▶▶▶

ー最近は、新聞でもドメスティック・バイオレンス（以下、DV）という言葉が盛んに使われているので、この言葉を聞いたことがある方が多いと思います。平成14年度に県民の皆さんを対象に実施したアンケート調査で、語句についての認知度も合わせて調査した結果によれば、DVを「よく知っている」、「聞いたことがある」と回答した方は、男女共に70%を超えています。ちなみに、「ジェンダー（＝社会文化的に形成される性差）」の認知度が約25%でした。調査から2年経過していることも考えると、DVは社会的に認知されているといってよいかと思います。

しかし、DVという言葉の意味の範囲は広いと思います。まずはDVについての解説をお願いしたいと思います。

中里見　今、よく使われているDVという言葉の意味は、親密な関係にある男性から女性への暴力、つまり性別が特定された暴力としてのDVです。DVの最も広い定義は、親密な関係にある者同士の間の暴力、プライベートな関係・私的な関係にある者同士の暴力ということですね。「親密な関係」典型例は、夫婦、親子それから恋人という関係です。親が子どもに対して振るう暴力というのも「ドメスティック（＝家庭内）」で起きる暴力で、これもDVの一種です。まだ社会であまり認識されていないようですが、成人した子による年老いた親に対する暴力もDVの一つです。

ー確かに、介護疲れなどで子どもから親へ振るう暴力も広い意味ではDVですよね。

中里見　これに対して、狭い意味でのDV、つまり夫が妻へ振るう暴力など、性別に特定的にDVを考えることは、歴史的にも現実的にも根拠あることなので、そういう認識も同時に不可欠です。

女性から男性への暴力や同性間でのカップルの間などでも、確かにDVは起こります。しかし、DV全般を解決する上で、まず夫や恋人などの男性から女性への暴力をなくすことから始めることは重要なことです。男性から女性に対する暴力が問題になったことからDVに対する取組みが始まりました。それがDVの最も普遍的な形態ですから、その問題が解決できなかったら、その他の類型のDVも解決することができないと思うのです。

ーつまり、DVが起こる背景には、ジェンダーの影響が大きいということだと思うのですが、そのことについてはいかがでしょうか？

中里見　DVは、圧倒的に男性から女性に向けられています。そこには、明白に「男らしさ」つまりジェンダーの問題が関わっています。「男であるオレをバカにしているのか」とか「夫であるオレを立てるのが妻の役割だ」などという、加害者である男性が女性に浴びせる言葉に、まさにジェンダーの問題が表れています。

問題なのは、暴力と「男らしさ」が結びついているということです。例えば、社会で行使される正当な暴力としての軍隊は、主に男性で占められていますし、物語やマンガでの暴力的なシーンでは、男性キャラクターが暴力的な役割で登場します。ジェンダーとは社会的に形成される性差・性別のことです。ジェンダーとしての「男らしさ」は、生物学的に男性である人に必然的に備わっているわけではありません。暴力的な振る舞いを「男らしさ」として社会が容認してしまうのです。

また同時に、ジェンダーとしての「女らしさ」が悪影響を及ぼすこともあります。DV被害者の女性たちが、男性のもとから逃げられない理由の一つには、「妻として夫を支えなくてはいけないのではないか」などの「女としての社会的役割」を女性が内面化することがあります。

ーDV読本の中でも触れられているのですが、女性が「この人は私がいないといけない」と思うのも、ジェンダーの影響ですよね。女性同士または男性同士でのカップルでも、暴力を振るう方は「男性の

中里見　博 氏
（福島大学助教授）

1966年、福岡市生まれ。福島大学助教授。「憲法」「ジェンダー・暴力・法」を担当。共著『フロンティア法学』（法律文化社）、共訳『ポルノグラフィと性差別』（青木書店）。名古屋大学大学院法学研究科卒、ミネソタ大学、ハーバード大学留学。「ポルノ・買春問題研究会(www.app-jp.org)」、「非暴力平和隊・日本(http://www5f.biglobe.ne.jp/~npj/index.html)」の会員。「福島ドメスティック・バイオレンス研究会」代表。

役割」になって暴力を振るってしまう構図が見えますね。

冊子のタイトルにある「デートDV」という言葉なのですが、この言葉についてはいかがでしょうか?

中里見　恋人間で生じるレイプを意味する「デートレイプ」という言葉は、比較的使われていますね。それに比べて「デートDV」という言葉はあまり使われていないようですが、「デートレイプ」の場合と同じように、結婚していない若い子どもたちの間で生じるDVがあるということを分かりやすく伝えるために「デートDV」という表現としました。

ー私も、若者にこの読本をじっくり読んで欲しいと思います。まだまだ子どもだといっても、実際はセクシュアルな関係になっているカップルもいるのが現状ですし、そういう過程でDV被害にあうこともあるでしょうね。

中里見　「子どものカップルでそんなひどいことはないだろう」などの、子どもに対するある種の幻想があるため、デートをする子どもたちの間で深刻なDVがあるとはなかなか考えにくいようです。児童相談所や高校などの現場の人たちから、デートDVというのは大人のDVと全く同じだと聞きました。子どものDVも、男性から女性に行われることが圧倒的に多く、被害も深刻です。もし、大人のDVとの違いを挙げるとすれば、加害者も被害者も子どもである、ということからくる特徴だと思います。例えば、子どもは大人よりも一般に人格形成が未熟だし、判断能力が劣っていますので、加害行為が短絡的で極端であったり、被害を受けた場合に、大人であれば考えられる行動がなかなか取れなかったり、ということです。

しかし、大人の加害者は、なかなか再教育・更生が難しいのに対して、子どもの場合は、人格形成の途上にあることから、大人よりも暴力についてしっかり学び直せるし、更正する可能性も高いと言えます。

ー大人のDVは、経済力を持つ男性が妻を支配する、妻も経済力がないゆえに逃げられないなどの構図がありますよね。子どもたちの場合、お互いが金銭面で依存していないにも関わらず、大人と同じDV被害があるというのは、とても深刻で、DV問題の根が深いことをあらわしているのだなと感じます。

中里見　「福島ドメスティック・バイオレンス研究会」で何回か勉強会をし、できるだけ早い時期に予防教育が必要だと思いました。加害者に対する取組みも大事ですが、まずDVを防止するプログラムが必要です。他方で、現在デートDVの被害にあっている子どもが読んですぐに役立つ内容も必要であることにも気がつきました。研究会で高校の養護の先生をお呼びして話を聞くと、加害者は同級生の場合もありますが、成人男性と付き合って怖い目にあっていることもあるらしいです。ですから、デートDV予防の内容と現在被害にあっている10代の若者に向けてのメッセージの両方を入れ、被害にあった場合の助けとなるような内容にもしたのです。

ー研究会のこれからの活動といいますか、このDV読本の県内各地域での説明会やこのDV読本を使った特別授業とかを考えていらっしゃるのですか?

中里見　そうですね。このデートDV読本で学校の先生たちと交流ができたらいいなと思っています。それは今後の課題ですね。

読本でも触れていますが、最終的には、DVのない素敵な人間関係を築くことが大事だと考えています。この読本は一見、女の子向けに書かれていますが、むしろ男の子にこそ読んでもらいたいですね。DV加害者になる可能性が高い男性が変われば、DVは未然に防げます。男性に、暴力に頼らない人間関係をつくることを考えてほしいです。

ー少し話が飛びますが、3年前にできたDV防止法が5月に改正(12月から施行)されるなど、国でもDVに対しての取組みが強化されています。この法改正については、先生はどのようにお考えでしょうか?

中里見　平成13年にできたDV防止法は、DVが社会問題化されてから約10年ほどで法律制定までこぎつけました。それまで夫婦間での「暴力」は、暴力とみなされませんでしたので、夫婦間暴力の被害が法的に保護される対象になったということは画期的だと思います。ただ、手放しで賞賛できないのは、改正もされましたが、まだまだ不十分だと思うからです。それは、警察官が、DVの間接的な証拠さえあれば、当事者の証言なしに加害者を逮捕できるシステムがないこととか、外国の保護命令では当然になっていますが、裁判所が閉まっていても出せる緊急的な保護命令がないことなどです。

そして、今のDVに対する公的機関、行政の取組みで決定的に欠けていることは、加害者の厳正な取締りですね。現行法も行政的な対応も、いかに被害者を安全に逃がすか、被害者がいかに死ななくてすむか、いかに安全に暮すことができるかを考えます。しかし、これは根本的に矛盾していると思います。DV加害者は厳然たる犯罪者で、被害者は犯罪被害者なのです。なぜ被害者が生活を根本的に破壊されて、生活の拠点から逃げ出さなければならないのか。このような取り扱いをされる犯罪はDVだけではないでしょうか。本来は、加害者がそこから退去させられて、隔離されなければいけないわけですよね。被害

者は、そこに居つづける権利やそこで生活を立て直す権利もあると思うのです。

ー加害者への対策が不足しているということですね。アメリカなどでは、DV犯罪者に対し、刑罰を軽減する代わりに、DVを起こさないよう再教育する「加害者更生プログラム」というものがあります。日本でもそれが必要だという意見もあります。このことについてはいかがですか?

中里見　将来的には、必要だと思います。

ー将来的に、なのですね?

中里見　はい。ここは強調しておきたいところなのですが、まず必要なのは、加害者の厳正な取締りや処罰なのです。加害者更生プログラムは、厳正な処罰とセットでないとそもそも成り立ちませんから。アメリカでも、懲役刑を背景にして加害者更生プログラムを受けさせるという方法がとられています。加害者更生プログラムが、厳正な処罰と切り離されて、一人歩きしてしまうのは問題だと思います。もっとも、加害者更生プログラムは刑罰の脅しとセットでないと成り立たないとはいえ、刑罰の脅しとセットであるがゆえに更生プログラムはなかなか成功しない、という根本的なジレンマがあります。加害者が更生するには、「自分は悪いことをした」という罪の意識が不可欠なのですが、刑罰の脅しとセットになった更生プログラムでは、「刑務所に行きたくないから」という理由で、しぶしぶ加害者が更生プログラムを受けているのが現状で、罪の自覚が生じにくいからです。加害者更生プログラムは、かように一筋縄ではいかないもので、それをバラ色に描くことは危険です。

社会で今一つ、DVの問題への反応が鈍いのを感じます。政府も取組みを強めているとはいえ、政府にも社会一般にも、まだまだDVの深刻さが理解されていないと思うのです。2000年の総理府の実施した「男女間における暴力についての調査」の結果で、4.6%の女性が命の危険を感じる程度の暴力を夫から受けていると答えています。およそ20人に1人が命の危険にさらされているわけです。これを日本の人口の実際の数字に置き換えてみます。日本の人口約1億3千万人の半分が女性で、そのうち6割が、結婚しているかどうかは別としてパートナーがいると考えます。大雑把な計算ですが、夫から命の危険を感じる程度の暴力を受けている女性は、日本全国で約179万人という数字になります。女性と男性をそれぞれ1つの集団と考えると、男性集団によって女性集団に暴力が向けられていて、179万人の命の危険にさらされ、実際毎年100人以上の女性が殺されているわけです。

これはすごい数で、これを民族間の紛争と置き換えて考えてみて欲しい。日本の中で、ある民族が別の民族の179万人に対して死ぬほどの暴力を振るっていて、その結果年間100人以上の死者を出している。どう思いますか?

福島県の人口が210万人とすると、命の危険を感じるほどの暴力を受けている人が、約3万人いることになります。そのような悲劇が毎日繰り返されているということがDVの実態です。もっと社会的な取組みがなされてもいいはずです。

ーセンターのある二本松市の人口が約3.6万人です。1つの市の人口に近い数値に相当する人が被害にあっているということを考えますと、その被害は見過ごせないものです。でもどこか社会全体が他人事のように考えている雰囲気はありますね。被害者の救済、サポート体制の強化、とりわけ、シェルター(=一時保護施設)の問題があると思います。

現在、福島県内で、このシェルター機能を持つ施設は、福島市にある「女性のための相談支援センター」だけです。被害者は、深夜に着のみ着のままに逃げることも多いのに、会津やいわきの被害者が福島市まで来るのは大変なことです。自分の住んでいる近くにシェルターがある環境が必要だと思いますが、なかなか取組みが進まないようです。

中里見　加害者の処罰は、警察に努力してもらうしかないわけで、民間にできることはやはり、民間の運営するシェルターを作っていくことが挙げられますね。

シェルターの運営は、民間組織が行うことが好ましい部分もあります。DVは、当事者運動であるべきですし、意識のある市民が連携してやるべきです。被害者運動で大事なことは、元被害者がその運動に関わることです。もちろん、カウンセリングなどでは専門家の支援も必要ですが、実際に生き延びた人が、これから生き延びようとする人たちの大きな助けになるのです。

ー元被害者からのアドバイスはとても勇気付けられると思いますね。

中里見　それが良いロールモデルになるということですね。シェルターを民間で運営する上でネックになるのは、やはり財政的な問題で、そこを公的機関が負担するということが必要になります。

福島でもシェルターをつくりたいという人たちはいます。あとは、行政側の財政支援があれば、民間シェルターの全国的な広がりが期待できると思います。また、警察のバックアップがないとシェルターで活動する人の安全が保障できないので、警察との連携も必要です。

ー本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。当センターとしても、配偶者暴力相談支援センターの1つとして、県民の皆さんが安心して生活できるようなDVのない社会づりくのために、しっかり取り組んでいきたいと思います。

平成16年度　第2回　地域リーダー養成講座（基礎コース）

男女共同参画社会の推進を目指し、地域コミュニティで積極的に活動するリーダーやリーダーを目指す方などを対象とした「地域リーダー養成講座（基礎コース）」を開催しました。

講座には、県内各地から集まった約30名の方が参加されました。

延べ4日間の講座では、「男女共同参画社会実現へのあゆみ」や「みーんなちがってあたりまえ～男女共同参画とは～」、セクシュアルハラスメントについての講義などの男女共同参画に関する事項や、上手にコミュニケーションをとる訓練の「コーチング入門」など、リーダーとして必要な知識やスキルなどを学びました。

また、今回は、「住民参加と市町村財政」、「NPOが地域で果たす役割」、「地域から元気を！～映画『らくだ銀座』のメインロケ地となって～」など、NPOや地域づくりなどについて学びました。

参加した皆さんからは、「男女共同参画が自分たちにも関わりのあることがよく分かった。」、「コーチングの講座を受けて、初対面の人とも話をすることができた。」、「男女共同参画づくりに積極的に参加していきたい。」などという意見が寄せられ、大変盛況に終わりました。

なお、この講座は、プログラムの内容を一部変更して、平成17年2月にも開催します。また多くの方のご応募をお待ちしています。

平成16年度「未来館チャレンジ公募実践事業」選考結果について

「未来館チャレンジ公募実践事業」は、男女共同参画社会形成の促進を図る視点をもった活動の企画を県民（団体）の皆様から公募し、選定した企画を委託して実施することにより、男女共同参画社会形成に向けての県民の皆様のチャレンジを支援するものです。

平成16年度に実施する活動の企画を募集したところ、県内の団体から12件のご応募をいただき、選考委員による厳正な審査の結果、以下の3件の企画を採用しました。

団体名	事業名
ふくしま女性フォーラム	少子化対策の視点から、育児休業制度の円滑な推進と次世代育成支援対策推進法の効果的な取り組みについてを考える
特定非営利活動法人市民メディア・イコール	ジェンダーと人権ワークショップ・ファシリテーター養成講座
男女共同参画アクティブコミュニティ	豊かな男女共同参画社会へエンパワーメント

鹿嶋敬氏を招いての講演会開催!!

男女共同参画プラン策定や条例制定など、県内市町村の男女共同参画社会づくりを支援することを目的とした「市町村男女共同参画推進講演会」を開催します。一般県民の方もご参加いただけます。

あなたのまちの男女共同参画社会づくりについて考えてみませんか?

日　　時:**平成16年11月26日（金）　13:00～15:40**
場　　所:福島県男女共生センター　研修ホール
対 象 者:市町村の男女共同参画担当課職員、市町村男女共同参画審議会等のメンバー、一般県民
募集定員:約200名
内　　容:13:00～13:45　事例発表　兼子　徳嗣氏（会津高田町男女共同参画推進審議会会長）
「男女共同参画　我が町の取組み」（仮題）
13:55～15:25　講　　演　鹿嶋　敬氏（日本経済新聞編集委員）
「どう築く男女共同参画の時代」（仮題）
主　　催:福島県

◎この講演会に関するお問い合わせ先・お申し込みは・・・
福島県生活環境部県民環境総務領域　人権男女共生グループ
〒960−8670 福島市杉妻町2−16　TEL:024-521-7188　FAX:024-521-7887
メールアドレス:jinken@pref.fukushima.jp
ホームページアドレス:http://www.pref.fukushima.jp/danjo/index.html

センター事業紹介

平成16年度　女性起業家育成講座

◆◇「女性のためのステージアップ講座 －ステップアップ編－」◇◆

～超簡単!うまくいく!すぐできる!マーケティングのひけつ～

将来、独立・起業したい!そんな夢を持ち、自己実現を図ろうとする女性たちを支援する講座です。今回は「マーケティング」について、経営コンサルタントが楽しく、わかりやすく、記憶に残る話をします。

こんな女性におすすめです

- 将来独立を考えている女性
- マーケティングを学んでキャリアアップしたい女性
- 現在勤めている会社の仕事に役立てたい女性
- 就職活動中の女性や資格取得に向けて勉強中の女性（学生の方もOK!）
- 起業後間もない女性や起業後に販売促進で悩んでいる女性

開催日	平成16年10月30日（土）、31日（日）　2日間	受講料	1,000円
会場	福島県男女共生センター　第2研修室	募集締切	下記お問い合わせ先までご確認ください。
募集定員	30名　※申込多数の場合は抽選	主催	福島県男女共生センター
日程及び内容	**1日目　10月30日（土）** 11:00～11:50　オリエンテーション（自己紹介など） 11:50～13:00　（休憩） 13:00～16:00　**演習「店・商品・人のよさをわかりやすく伝えるためのマーケティング術①」** 講師:中小企業診断士　高橋　幸司氏 ※マーケティングに関する事例解説とグループワーク。 **2日目　10月31日（日）** 10:00～12:00　**演習「店・商品・人のよさをわかりやすく伝えるためのマーケティング術②」** 講師:中小企業診断士　高橋　幸司氏 ※前日に引き続きグループワーク。 12:00～13:00　（休憩） 13:00～15:00　女性の独立体験発表　発表:渡辺 はるえ氏（15年度受講生） 15:00　終了（※16時まで自由交流）		

◆◇平成16年度地域リーダー養成講座（活用コース）◇◆

地域の男女共同参画社会を推進し、各分野で積極的に活動したいと考える方を応援します。

リーダーとしてのさらなるレベルアップを目指す方、これからリーダーを目指す方、行政の意思決定過程への参画を目指す方などにお勧めの講座です。

年齢・性別を問わずご参加いただけます。

会場	福島県男女共生センター	受講料	無　料
募集定員	先着30名（定員に達し次第申し込みを締め切ります）　※受講決定者には、申込締切後に受講決定のお知らせをお送りします。		
日程	**前期**　平成16年 11月 6日（土）・7日（日）	・講義「地域のチャレンジ・地域の責任～リーダーの条件～」 ・演習「ヒューマンパワーセミナー～リーダーの人間学～」 ・講義「男女共同参画社会をつくる」	
	後期　平成16年 11月20日（土）・21日（日）	・講義・演習「メディア・リテラシー～マス・メディアによる市民への影響～」 ・テーマ討論「議会に新しい風を～地方議会への女たちの挑戦～」 ・演習「ワークショップ体験～多文化共生をテーマに協働の手法を学ぶ～」	

◇講座に関するお問い合わせ・お申し込みは…

福島県男女共生センター
〒964-0904　二本松市郭内一丁目196-1
◎事業課（電話0243-23-8304　FAX0243-23-8314）
○メールアドレス　mirai@f-miraikan.or.jp
（添付ファイルのあるメールは開封しませんのでご注意下さい）
○ホームページアドレス　http://www.f-miraikan.or.jp

未来館ネットワーク

「いわき女性交流ネットワーク」のみなさんと
「シネマ&トーク」のスタッフの方たち（前列左から4人まで）

［問い合わせ先］

いわき女性交流ネットワーク

・会　長／園部 早由里
・事務局／稲田　雅子
・事務局／〒970-8044
　いわき市中央台飯野2-35-7
・電　話／0246-28-6214（FAX兼）
・ホームページアドレス／
　http://www6.ocn.ne.jp/~womennet/
・メールアドレス／iwaki_net@hotmail.com

主にいわき市を中心に活動している「いわき女性交流ネットワーク」の会長の園部早由里さん、事務局の稲田雅子さんにお話を伺いました。

○会の名称に「女性」という言葉が入っていますが、女性問題をメインに活動しているのですか？

園部　この会は、平成11年10月30日に発足したのですが、活動内容は、女性問題に限定しているわけではありません。この会は、いわき市の各団体に所属している方々個人の横のつながりをつくりたいと考えて立ち上げました。それから、女性が先頭に立って活動を進めた方がいう意見も会員からありまして、あえて「女性」という言葉を入れました。ただ会員は、女性に限定していません。男性の方にも大いに参加していただきたいです。現在、24団体と個人会員70名の会員がいます。

稲田　今までいわき市内では、個人間のネットワークづくりがなかなかうまくいかなかったので、自分たちで交流できる機会をつくろうとしたのがきっかけです。会員は団体ではなく個人でも入会できるようにしました。団体だけですと、団体の代表者としての意見となりがちです。個人で自由に意見が言えるような会にしたかったのです。

○最近はどのような活動をしているのですか？

稲田　活動は、会員の身近な問題をテーマとして、その都度実行委員会を立ち上げ実行しています。今までの活動は、子育てや介護について話し合える井戸端会議的な場や交流会の場をつくったりしました。私たちの活動は、もちろん男女共同参画に関する内容ですが、「男女共同参画社会づくりを!」というように堅苦しい活動にならないよう気をつけています。自分たちが抱えている課題を日常生活の中で考えていくことが、男女共同参画社会に近づくことだと思っています。

園部　今年の2月には女性のエンパワーメントということで「アサーティブトレーニング」のワークショップを行いました。映画を見ての意見交換会「シネマ&トーク」や新興住宅地で地域の人々の交流ができる「親と子のたまり場」などでしょうか。楽しみながら学ぶことのできるイベントなどを多く手がけています。

○今後はどのような活動にしていきたいですか？

園部　活動に関わるスタッフとしてなら、なおよいのですけれど、私たちの活動にもっと若い方たちが参加できるようにしていきたいですね。

稲田　特別な考えを持っている特別な人たちの活動ではなくいろいろな意味で広がりのある活動にしていきたいと思っています。いわき市のまちづくりにもつながるような活動をしていきたいです。例えば、経済的な活動、地元商店街との協働などでしょうか。また、もちろん行政とも対等なパートナーとしてよい協働関係を持って活動していきたいですね。

園部　ゆるやかではありますが、絆の深いネットワークで、広がりのある活動をしていきたいと思います。興味のある方はぜひご連絡ください。お待ちしています。

あなたの悩みの相談に応じます！

当センター相談室では、日常生活で直面するさまざまな悩みや問題を解決するためのお手伝いをしています。

相談室では、DVや家族、子育てなどの人間関係のこと、法律や健康の相談にも応じます。

一人で悩まずに、気軽にご相談ください。

［電話］0243-23-8320

未来館
MIRAIKAN NEWS

2004.10
No.15

■編集・発行
「未来館NEWS」
㈶福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県男女共生センター～女と男の未来館～
〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1
TEL（0243）23-8301㈹　FAX（0243）23-8312
ホームページアドレス　http://www.f-miraikan.or.jp
メールアドレス　mirai@f-miraikan.or.jp

所在地
二本松市郭内一丁目196-1
■JR東北本線　二本松駅より徒歩12分
■東北自動車道　二本松I.Cより車で5分

PRINTED WITH SOY INK　R100
この広報誌は、古紙配合率100%再生紙を使用し、環境にやさしい大豆インキを使用しています。